



# 三重県公報

平成28年12月27日 (火)

第 2865 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
803	みえ県民意識調査の実施	( 企 画 課 )	2
804	刺し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度及び申請期間	( 水 産 資 源 課 )	2
<b>選 管 告 示</b>			
112	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選挙管理委員会)	2
113	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( 同 )	3
114	三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( 同 )	3
<b>公 安 委 告 示</b>			
143	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	( 公 安 委 員 会 )	3
<b>公 告</b>			
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	( 水 産 資 源 課 )	5
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	7
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	8
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	8
	宅地開発事業に関する工事の完了	( 同 )	8
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 広 聴 広 報 課 )	9
	落札者を決定した旨	( 発 達 支 援 体 制 推 進 プロジェクトチー ム)	12
	同件	( 企 業 庁 )	12
	同件	( 教 育 委 員 会 )	12
	一般競争入札を行う旨	( 同 )	13

## 告 示

## 三重県告示第 803 号

第 6 回みえ県民意識調査を次のとおり実施します。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 調査の目的

平成 24 年度からのおおむね 10 年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県政運営に活用するため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。

## 2 調査の期間

平成 29 年 1 月 5 日（木）から同年 2 月 2 日（木）まで（29 日間）

## 3 調査対象者

平成 28 年 12 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の県民 10,000 人

## 4 調査の方法

郵送調査

## 5 調査の主な内容

- (1) 幸福感
- (2) 地域や社会の状況についての実感
- (3) 家族に関すること
- (4) 働き方に関すること
- (5) 情報の入手に関すること
- (6) 動物愛護に関すること

## 三重県告示第 804 号

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく刺し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 船舶の隻数の最高限度

さわら流網漁業 55 隻

## 2 申請期間

平成 29 年 1 月 10 日から同月 24 日まで

## 選 管 告 示

## 三重県選挙管理委員会告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 28 年三重県選挙管理委員会告示第 86 号は、廃止します。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

50分の1の数 30,367

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 289,790

### 三重県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

平成28年三重県選挙管理委員会告示第87号は、廃止します。

平成28年12月27日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

選挙区名	3分の1の数
津市	77,410
四日市市	84,952
伊勢市	36,283
松阪市	45,725
桑名市・桑名郡	40,579
鈴鹿市	53,427
名張市	22,453
尾鷲市・北牟婁郡	10,412
亀山市	13,266
鳥羽市	5,708
熊野市・南牟婁郡	10,932
いなべ市・員弁郡	19,427
志摩市	15,248
伊賀市	25,567
三重郡	17,816
多気郡	13,417
度会郡	13,490

### 三重県選挙管理委員会告示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を同条第2項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成27年三重県選挙管理委員会告示第117号は、廃止します。

平成28年12月27日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

3分の1の数 2,628

## 公安委告示

### 三重県公安委員会告示第143号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

平成28年12月27日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

#### 1 駐車監視員資格者講習

##### (1) 実施日時

第1日目 平成29年2月6日（月）午前9時から午後6時30分まで

第2日目 平成29年2月7日(火) 午前9時から午後6時30分まで  
修了考査 平成29年2月13日(月) 午前9時から午前10時30分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部(7階東小会議室)

## (3) 受講定員

30人(申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。)

## (4) 受講手続

## ア 申込期間

平成29年1月16日(月)から同月30日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

## イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

## ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真2枚(受講の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)を持参してください。

## エ 受講手数料

受講手数料は20,000円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の受講手数料は、返還しません。

## オ その他

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通(第二)課で配布しています。

## (5) その他

2日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

## 2 認定考査

## (1) 実施日時

平成29年2月13日(月) 午前9時から午前10時30分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部(7階東小会議室)

## (3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

## (4) 受検手続

## ア 申込期間

平成29年1月16日(月)から同月30日(月)まで(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

## イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

## ウ 申込方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真2枚(受検の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受検者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面(経歴書、人事記録証明書等)を持参してください。

## エ 受検手数料

受検手数料は4,500円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の受検手数料は、返還しません。

## オ その他

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課で配布しています。

## (5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

## 3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5141・5142）へ問い合わせてください。

公 告
-----

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

平成28年12月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、また、水産加工業の生産も盛んであることから、特に沿岸域においては中核的な産業となっている。このことから水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、点在する天然礁、複雑なリアス式海岸等漁場の立地条件に恵まれ、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、海洋生物資源は、漁業の操業や海況の変化等により変動することから、資源水準の低下や減少は、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じる等漁獲可能量制度を適切に運用するため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源に係る操業実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、対象となる海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため県水産研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、従来から資源管理型漁業を実践している魚種については引き続き資源管理を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、資源管理・収入安定対策の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

## 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成28年7月から平成29年6月まで	若干
まあじ	平成28年1月から12月まで	6,000トン
まいわし	平成28年1月から12月まで	60,000トン
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	59,000トン
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成29年7月から平成30年6月まで	(注)
まあじ	平成29年1月から12月まで	5,000トン
まいわし	平成29年1月から12月まで	30,000トン
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	(注)
するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	(注)

(注) さんま、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

### 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成28年	平成29年
さんま	敷網漁業	若干	(注)
まあじ	中型まき網漁業	5,000トン	4,000トン
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	41,500トン	24,000トン
	船びき網漁業	16,000トン	5,000トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	55,000トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注) 平成29年のさんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

### 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【さんま】

敷網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則により採捕数量を管理し、定められた数量を超えないよう指導するものとする。

#### 【まあじ】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績

程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

船びき網漁業については、当年の漁獲実績が配分量を超えないように努める。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

敷網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかを捕ることを目的とする漁業にあつては、現在自由漁業となっているが、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）並びに管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船 底びき網漁業)	伊勢湾	平成29年11月1日から 同月30日まで	2,031

6 第2種特定海洋生物資源の定める漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業)	伊勢湾	平成29年11月1日から 同月30日まで	2,031

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【とらふぐ】

伊勢湾及び三河湾のとらふぐを含む小型機船底びき網漁業漁獲対象資源の資源回復を図るために、「三重県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、名張市長から通知がありました。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 28 年 11 月 11 日から同年 12 月 28 日まで
- 3 作業地域  
名張市丸之内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 28 年 11 月 30 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域  
津市美杉町下之川

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 12 月 1 日	松阪市井村町字樋ノ上 127-6	津市香良洲町 6207-1 五 嶋 佐知子
平成 28 年 12 月 2 日	三重郡菰野町大字菰野字桜野 2359 ほか 2 筆	鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社 T'S PLAN 代表取締役 伊 藤 良 一
平成 28 年 12 月 5 日	伊賀市小田町字新羅子 415-8 ほか 6 筆	名張市美旗町池の台東 6 株式会社パナホーム伊賀 代表取締役 清 水 徹
平成 28 年 12 月 6 日	伊勢市小俣町湯田 51-2 ほか 3 筆	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1-1 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤 田 貴 司
平成 28 年 12 月 12 日	名張市蔵持町里 2412-1 ほか 5 筆及び桔梗が丘西 5 番町 1 街区 108 ほか 1 筆	津市栄町 4 丁目 246 栄四ビル 3F 有限会社 MAC 取締役 杉 本 浩 規 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1-1 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤 田 貴 司

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 28 年 12 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 12 月 13 日	多気郡大台町長ケ字下出 81-1 ほか 5 筆	津市白山町二本木 3507-7 イセゴム工業株式会社 代表取締役 森 田 博 子

**特定調達公告**



次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年12月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成29年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに  
附帯業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日（土）までとします。

(4) 委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる  
者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定  
める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。

オ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いま  
すが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システ  
ムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はで  
きません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成29年  
1月23日（月）11時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札  
の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札  
候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出  
期限は、平成29年2月15日（水）17時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6  
月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6  
月以内に発行したものです。）の写し

(4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証  
明書（契約実績証明書）

(5) 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類（「機械設備保有証

明書」)

- (6) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図(様式任意)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 南  
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069
- (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 岩崎  
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から平成29年2月9日(木)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成29年1月27日(金)までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年2月9日(木)14時30分まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成29年2月9日(木)14時30分  
なお、三重県庁内郵便局へは平成29年2月1日(水)から同月9日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班  
案件名 平成29年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 平成29年2月9日(木)15時  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県戦略企画部戦略企画総務課
- (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”

#### (2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, February 9, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, February 1, 2017 and 2:30 P.M. on Thursday, February 9, 2017.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, February 9, 2017.

#### (4) Managing Authority :

Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL: 059-224-2788

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年12月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成29年度～平成33年度 三重県立子ども心身発達医療センター清掃業務委託         |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム |
| 3 | 落札者決定日  | 平成28年12月14日                                   |
| 4 | 落札者     | 三重県津市北丸之内191<br>中部商事株式会社 代表取締役 川治 良男          |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 199,617,000円<br>契約金額 215,586,360円        |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札(総合評価方式)                                |
| 7 | 入札公告日   | 平成28年10月7日                                    |

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

平成28年12月27日

三重県企業庁長 松 本 利 治

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成28年度 ご発 第1-分0003号<br>三重ごみ固形燃料発電所 R D F 貯蔵施設運転等管理業務委託 |
| 2 | 担当部局    | 桑名市多度町力尾<br>三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所                         |
| 3 | 落札者決定日  | 平成28年11月2日   |
| 4 | 落札者     | 神奈川県川崎市川崎区南町1番1<br>H i t z 環境サービス株式会社 取締役社長 田畑 隆嗣      |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 225,000,000円<br>契約金額 247,500,000円                 |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 | 入札公告日   | 平成28年8月30日   |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年12月27日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 県有スクールバス用大型バス（ノンステップ）の購入（2台）                |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局特別支援教育課             |
| 3 | 落札決定日   | 平成28年11月9日                                  |
| 4 | 落札者     | 三重県津市垂水字中境505番地<br>三重いすゞ自動車株式会社 代表取締役 川村 則之 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 58,088,560円<br>契約金額 58,088,560円        |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札                                      |
| 7 | 入札公告日   | 平成28年9月27日                                  |

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年12月27日

三重県教育委員会教育長 山口 千代 己

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

平成28～31年度 三重県総合教育センター清掃業務委託

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

##### (3) 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日（火）とします。

ただし、契約の履行期間は、平成29年4月1日（土）から平成32年3月31日（火）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター地内

##### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

##### (2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

#### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

#### 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成29年1月23日（月）12時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書

面により本入札に参加する場合にあっては 14 に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(4)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）
- (5) 2(2)キが確認できる書類
- (6) 2(2)エ、オの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）

#### 5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
- (3) 原稿サイズは A4 を基本（A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 100 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 正本・副本共に、表紙、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくてください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりにしてください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、入札の後、無効とし、落札者としません。

#### 7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
- また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
- なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。
- この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、14に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- 11 その他
- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うこ

とがあります。

- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。  
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

## 12 期間の設定

### (1) 質疑応答の提出締切日時

平成 29 年 1 月 10 日（火）12 時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、14 に掲げる所属へ書面（FAX 可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、平成 29 年 1 月 17 日（火）までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

### (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成 29 年 1 月 23 日（月）12 時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式）を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成 29 年 1 月 27 日（金）までに行います。

### (3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成 29 年 1 月 31 日（火）15 時までに、14 に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「三重県総合教育センター清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

### (4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は平成 29 年 2 月 14 日（火）の予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

### (5) 入札書提出の日時及び方法

平成 29 年 2 月 21 日（火）14 時までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成 29 年 2 月 13 日（月）から同月 21 日（火）14 時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

指定する郵便局 三重県津市観音寺町 604-265 津観音寺郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）



指定する郵便局の郵便番号：514-0062

指定する郵便局の住所：三重県津市観音寺町 604-265

指定する郵便局（宛先）：津観音寺郵便局留め

受取人：三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名：「三重県総合教育センター清掃業務委託」入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 2 月 21 日（火）14 時 30 分

場所 14 に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14 に掲げる所属に、開札日の 1 週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成 29 年 2 月 23 日（木）12 時までに 4(2) から(4) までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再度入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター内

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 奥田、井上

電話 059-226-3513 F A X 059-226-3706

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Educational Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, February, 21, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 13, 2017 and 2:00 P.M. on Tuesday, February, 21, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Tuesday, February, 21, 2017.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Educational Center

12 Ootani-chou, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3513

別記「落札者決定基準」

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 $\leq$ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」200点の計400点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	130	18
		履行体制及び品質保証取組		67
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		15
	企業要件	契約実績	40	10
		従業員の雇用		20
		地域社会貢献度		10
	全般	業務の取組姿勢	30	30
合 計			400	400

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---